



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019年第16号

今回のテーマ：日中社会保障協定（2019年9月1日より発効）について

2019年9月1日より、日中社会保障協定が発効される。これにより、日本と中国における年金保険料の二重払い問題が解消され、企業や駐在員の負担が軽減されることになる。本号では、日中社会保障協定の内容について解説する。

	日本 → 中国	中国 → 日本
内容	派遣開始日より最長 5 年間、中国の養老保険の加入が免除される。	派遣開始日より最長 5 年間、日本の国民年金・厚生年金保険の加入が免除される。（個人負担分・会社負担分ともに納付義務免除）
対象者	日本法人から中国へ派遣される被用者（現地採用者、自営業者、及び日本の年金制度に任意加入の方は対象外）。なお、国籍不問。	中国法人から日本へ派遣される被用者（現地採用者、自営業者、及び中国の年金制度に任意加入の方は対象外）。なお、国籍不問。
協定発効前より既に駐在している場合の取扱い	協定発効日である 2019 年 9 月 1 日を起算日として最長 5 年間。	
延長申請	5 年を超える場合も、適用証明期間継続・延長申請に基づき、延長が認められる場合がある（最長 5 年）。なお、10 年を超える場合でも、申請に基づき、両国関係機関間で個別に判断の上合意したときには、更に引き続き派遣元国の年金制度のみに加入する事ができる。	
既に納付した年金保険料の取扱い	中国へ派遣された被用者が日本に帰国する際、既に納付した養老保険のうち「個人負担分」について、中国社会保险センターへ帰任帰国に係る申請と同時に還付請求を行う事ができる。	日本へ派遣された被用者が中国に帰国する際、既に納付した年金保険料のうち「個人負担分」について、日本年金機構へ脱退一時金の請求を行う事ができる。 ※ 脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要。
年金加入期間の通算について	現状、日中社会保障協定は「保険料の二重負担防止」のみが有効であり、「年金加入期間の通算」は認められていない。	
インターバルルールの有無	再度派遣される場合、直前の派遣終了日から、再度の派遣の開始日までの間に経過すべき期間についてのルール（いわゆるインターバルルール）は、ない。	
申請手続フロー	① 日本年金機構の年金事務所または事務センターにおいて「適用証明書」の交付を申請する。 ② 日本年金機構から交付された「適用証明書」の原本を、派遣先の中国の事業所を通じ、その派遣先事業所を所管する中国の社会保险料徴収機関に提出する。 ※ 「適用証明書」の交付申請は 2019 年 8 月 1 日より既に開始されており、協定発効日（2019 年 9 月 1 日）以降順次発送される。	① 中国の人力資源・社会保障局に「適用証明書」の交付を申請する。 ② 中国の人力資源・社会保障局から交付された「適用証明書」の原本を、派遣先の日本の事業所を通じ、その派遣先事業所を所管する日本の年金事務所に対し、提出する。 ※ 協定発効前より日本に派遣され就労している被用者の場合、中国で交付された「適用証明書」を日本の年金事務所等に提示の上、日本の年金事務所に「資格喪失届」を提出する。

お見逃しなく：

中華人民共和国で就労する被用者のための日本国公的年金の適用に関する証明書 見本

社会保険に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定		JP/CHN101
中華人民共和国で就労する被用者のための日本国公的年金の適用に関する証明書。 在華就労人員適用日本公共年金制度の参加証明 ・協定第6条、第7条、第8条2及び第9条 / 協定第六條、第七條、第八條第二項及第九條 ・行政取決め第3条 / 行政協議第三條		
1 被用者 / 雇員	氏 / 姓 名 / 名 生年月日 / 出生年月日 年 / 年 月 / 月 日 / 日 (ローマ字 / 英文字母) 日本国における住所 / 日本国内住所 日本の基礎年金番号 / 日本基礎年金番号	
2 日本国における事業所 / 日本国内工作单位	事業所名 / 单位名称 所在地 / 单位地址	
3 中華人民共和国における事業所 / 中国工作单位	事業所名 / 单位名称 所在地 / 单位地址	
4 証明 / 証明	上記1にあげられた者は、次の協定条項に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度（協定第2条1(b)）について法の適用を受ける。 / 第1項所述人員符合以下協定条文，在以下期間内，適用日本公共年金制度（協定第2条1(b)）。 該当条項 / 符合条文 第 条 / 第 条 期間 / 期間 年 / 年 月 / 月 日 / 日 ~ 年 / 年 月 / 月 日 / 日	
5 日本の連絡機関 / 日本の联系机构	名称 / 名称 印 / 蓋印 所在地 / 地址 年 / 年 月 / 月 日 / 日	

（注 意 事 項）

- この証明書は、あなたが日本の公的年金制度に継続して適用されていることを証明するものです。
- この証明書は、表面4に記載されている期間中、中華人民共和国の被用者基本老齢保険に関する法令の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
- 派遣先の中華人民共和国の事業所を通じ、本証明書の原本を、派遣先事業所を所管する社会保険科徴収機関に速やかに提出してください。
- この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所に再交付の申請をしてください。
- この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となるときは、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所にご相談ください。

（注 意 事 項）

- 本参加証明持有者繼續適用日本公共年金制度，在正面第4項所述期間内，本参加証明將作為免於適用中華人民共和國職工基本老齡保險法律規定管轄的根據，請妥善保管。
- 請本參加証明持有者通過在中華人民共和國的工作單位，及時向管理該單位的社會保險費征收機構提交本參加証明原件。
- 本參加証明遺失遺失、損壞，或記載內容發生變更時，請立即向出具本參加証明的年金事務所提交再出具申請。
- 本參加証明的有效期限不可預測的原因發生延長時，請在參加証明有效期結束前，諮詢出具本參加証明的年金事務所。

適用証明書 見本

中華人民共和国人力资源和社会保障部社会保险事业管理中心 中華人民共和國人力資源和社會保障部社會保險事業管理中心		中-日101 CHN-JP101
参加証明 適用証明書 中華人民共和國政府和日本國政府社會保險協定第六條、第七條、第八條第二項及第九條 社會保險に関する中華人民共和國と日本國政府との間の協定第六條、第七條、第八條2及び第九條		
1. 参加人員情報 / 被保険者に関する情報 a) 姓名 / 氏名 姓 / 氏 / 名 / 名 b) 国籍 / 国籍 c) 永住居住国 / 永住国 d) 出生日 / 出生日 (日/月/年) 生年月日 (日/月/年) e) 性別 / 性別 口男 / 男 口女 / 女 f) 中国社会保障番号 / 中国の社会保障番号 g) 人員類別 / 被保險者の種類 口派遣人員 / 派遣者 口就労船舶和航空器上の乗員 / 海上航行船舶及び航空器において就労する被用者 口公務員 / 公務員 口例外 / 例外		
2. 在中国的工作单位信息 / 中国における勤務先に関する情報 a) 单位名称 / 勤務先名称 b) 地址 / 所在地		
3. 在日本的工作单位信息 / 日本における勤務先に関する情報 a) 单位名称 / 勤務先名称 b) 地址 / 所在地		

4. 参加人員随行配偶及子女 / 被保險者に同行する配偶者及び子

姓 名	性別	出生日期 (日/月/年)
氏 名	性別	生年月日 (日/月/年)

5. 中国联络机构証明 / 中国の連絡機関による証明

茲証明上述参加人員符合協定第 条規定的条件，在下述期間內受中國的職工基本老齡保險法律規定管轄。

上記の被保險者が協定第 条に該当するため，以下の期間，中国の被用者基本老齡保險の法令のみの適用を受けることとなることをここに証明する。

自 (日/月/年) / (日/月/年) まで

至 (日/月/年) / (日/月/年) まで

日期 (日/月/年) / 日付 (日/月/年)	社会保険事業管理中心負責人署名 / 社會保險事業中心負責人署名	単位印 / 連絡機関の印
月 / 年		

備考 / 備考

© 2019 Grant Thornton 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。版權所有。